

## 野菜需給・価格情報委員会に関する公表事項等について（平成 20 年 7 月 17 日制定）の一部変更新旧対照表

| 変更後   | 現 行                              |
|---|----------------------------------|
| 1 略   | 1 略                              |
| 2 事務局が委員会に提出する資料（委員名簿を含む。）は公表する。 <u>ただし、資料の性質上、公表することが不適当な場合は、この限りではない。</u> | 2 事務局が委員会に提出する資料（委員名簿を含む。）は公表する。 |
| 3 略   | 3 略                              |
| 4 略   | 4 略                              |

## 附 則

この変更は、平成21年 6 月11日から施行する。